



葬祭扶助と実施責任について

問 A市で単身で生活していた「甲」（被保護者ではない）が死亡した。葬祭はB市に住む知人の「乙」が行うが、「甲」の遺留金品では葬祭に要する費用に不足するため葬祭扶助の申請が出ている。この場合の実施責任はA市、B市いずれにあるか。
なお「乙」は最低生活の維持は可能な状況にある。

答

一 葬祭扶助

生活保護における葬祭扶助については、生活保護法第十八条でその範囲と対象が規定されている。

この葬祭扶助が適用されるのは、
①扶養義務者が生活困窮のため葬祭を行うことができない場合（第一項）、②被保護者が死亡した場合で、葬祭を行う扶養義務者がなく、葬祭を行う場合（第二項第二号）の三類型である。

①は生活困窮により最低限度の葬祭を行うことができない者に対するもので、他の扶助の適用と同様の要否判定を行った上で適用さ

れるのに対し、②及び③は実費弁償的な性格を有するもので、葬祭を行う者の資力等を問うことなく支給されるものである。

二 実施責任

葬祭扶助適用における実施責任は、①については他の扶助の場合と同じく葬祭を行う者を管轄する実施機関が負うことになる。

②については第218で死亡した被保護者に対する保護の実施機関が負うものとされている。これは、（ア）法第十八条第二項第一号の規定が実費弁償的な性格を有していること、（イ）保護金品は葬祭扶助を行う者に対して支給されるものであるが、実質的には死亡した者に効果帰属することとなることを考慮したものである。問題は③が適用される場合である。

三 具体的な取扱い

設問は、遺留金品の乏しい者保護を受けていないが死亡し、第三者が葬祭を行うもので、③が適用される事例である。したがって、死亡者である「甲」の所在地であるA市が実施責任を負うことになる。

